

岩手県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員被服貸与規程（昭和44年岩手県議会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別記様式（第4条関係） [略] 備考 1 [略]  2 [略] 3 [略]	別記様式（第4条関係） [略] 備考 1 [略] 2 <u>総務課総括課長印、担当者印、被貸与者受領印 及び担当者受領印の欄には、押印に代えて記名す ることができます。</u> 3 [略] 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- この訓令による改正前の岩手県議会事務局職員被服貸与規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。